



屋外広告物の手引き

山 梨 県
令和5年4月

目次

I 定義 .. P1	VI 手続き・義務 .. P12
1 屋外広告物とは .. P1	1 許可申請等の手続き .. P12
2 自家用広告物とは .. P1	1.1 許可申請の流れ .. P12
II 広告物等の制限 .. P2	1.2 管理者の設置 .. P12
1 禁止広告物等 .. P2	1.3 各種申請・届出時に必要な書類について .. P13
2 禁止物件 .. P2	1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更) .. P13
3 規制地域 .. P2	1.5 許可期間と手数料 .. P14
3.1 禁止地域 .. P2	2 表示する者の義務 .. P15
3.2 許可地域 .. P3	2.1 許可の表示 .. P15
3.3 規制地域一覧 .. P3	2.2 管理義務 .. P15
III 広告物の種類と基準 .. P4	2.3 除却義務 .. P15
IV 許可を受けることにより表示できる広告物 .. P4	VII 屋外広告業について .. P16
1 許可共通基準 .. P4	1 屋外広告業の登録 .. P16
2 建築物を利用する広告物等に係る基準 .. P5	2 登録の申請 .. P16
2.1 共通基準 .. P5	2.1 提出書類 .. P16
2.2 自家用広告物に係る個別基準 .. P5	3 登録の拒否 .. P16
2.3 自家用広告物以外の広告物等に係る個別基準 .. P6	4 登録事項の変更 .. P17
3 建植する広告物等 .. P7	5 廃業等の届出 .. P17
3.1 自家用広告物 .. P7	6 業務主任者の設置及びその責務 .. P17
3.2 自家用広告物以外の広告物等 .. P7	7 業者の責務 .. P18
3.3 道標・案内図 .. P8	7.1 標識の掲示 .. P18
4 工作物を利用する広告物等 .. P9	7.2 帳簿の備え付け .. P18
5 車両、船舶等を利用する広告物等 .. P9	8 登録の取消しと営業の停止 .. P18
6 簡易な広告物等 .. P9	9 報告および検査 .. P18
V 許可が不要な広告物 .. P10	VIII 違反広告物に対する措置及び罰則 .. P19
1 適用除外 .. P10	1 違反広告物 .. P19
2 適用除外基準 .. P10	1.1 措置等 .. P19
	2 罰則 .. P19

山梨県は、その周囲を3つの国立公園と1つの国定公園に囲まれ、四季折々の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。とりわけ、富士山、八ヶ岳、南アルプス、奥秩父といった日本を代表する山々への眺望と、まとまりをもった盆地の景観は、山梨らしさの象徴となっています。

屋外に設置している広告看板等は、商業活動をアピールする一つの手段で、それぞれの個性を表現する有効な方法ですが、無秩序に設置されると街なみや自然景観を乱す原因ともなってしまいます。

山梨県では、美しい県土づくりを進めるため「山梨県屋外広告物条例」により、表示できる屋外広告物の「大きさ」や「色」の基準を定めています。全国屈指の優れた自然景観を守るとともに、にぎわいの中にも落ち着きと気品のある景観が創造できるようご協力をお願いします。

I 定義

1 屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものでも上記4要件を満たすものは「屋外広告物」となります。(文字だけでなく絵や写真など、イメージや観念を表すものも含まれます。)

なお、この冊子で「広告物」と表記しているものは「屋外広告物」を指します。

2 自家用広告物とは

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための、次の広告物です。

- ① 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示するもの
- ② 自己の管理する車両、船舶等に表示するもの

自家用広告物は、一定の規模等の範囲内（P11 基準）に限り、許可を受けずに表示することができます（適用除外）。具体的には住宅又は事業場の敷地内で表示面積の合計が次の面積以下の場合です。

地域区分（詳細は P3）	住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計
第一種禁止地域	5 m ² 以下
その他の禁止地域・許可地域	10 m ² 以下

上記の規模を超える自家用広告物は、許可地域でかつ基準を満たす場合に許可を受けた上で表示することができます。

II 広告物等の制限

1 禁止広告物等

次の広告物は、地域の区分に関係なく、屋外広告物条例の目的である「美観風致の維持」と「公衆に対する危害防止」のため、表示することはできません。

- ① 形状、面積、色彩、意匠その他、表示の方法が著しく美観風致を害するもの
 - ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗装のはく離したもの
 - ・ 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ② 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ・ 構造又は表示もしくは設置の方法に危険性のあるもの
 - ・ 風雨、振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのあるもの
 - ・ 人又は車の通行を著しく害するおそれのあるもの

2 禁止物件

街なみを構成している物件や多くの人々が利用する施設等に広告物が表示されると、美観風致が害されることとなります。また、信号機等の施設に広告物が表示されると、その本来の機能を阻害することとなります。そこで、次の物件には地域の区分に関係なく広告物を表示することはできません。

- ① 橋、トンネル、中央帯、植樹帯
- ② 信号機、道路標識、ガードレール等、道路管理のための施設や工作物
- ③ パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
- ④ 街路樹、路傍樹
- ⑤ 消火栓、火災報知器
- ⑥ 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所
- ⑦ 形像、記念碑等
- ⑧ 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

また、電柱・街灯柱等には、貼紙、貼札、立看板を表示・設置することはできません。

3 規制地域

屋外広告物は、静かで落ち着いた環境が望まれる住宅地、賑わいや活気を感じられる商業地域等、それぞれの地域によって街なみを構成する要素としての役割が異なっているため、それぞれの地域が特性にあわせ規制ができるように、規制の必要な地域を、2種類の禁止地域（第一種、第二種）と3種類の許可地域（第一種、第二種、第三種）に区分して規制基準を定めています。

3.1 禁止地域

本県を代表するような自然景観、歴史的資産をとりまく景観、快適な住環境や都市の玄関口としての景観などを美しく保つため、広告物が原則表示できない地域を「禁止地域」としています。ただし、一定面積内の自家用広告物や道標・案内図など特定の広告物は表示できます。

3.2 許可地域

自然と生活が調和している地域や活発な商業活動を促進する地域において、広告物の乱立を防止し、景観との調和を図るため、一定の基準の範囲内で表示できる地域を「許可地域」としています。

3.3 規制地域一覧

規制区分		地域	
厳しい  緩い	禁止地域	第一種禁止地域 自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域	
		設置可能広告物 ・ 自家用広告物合計 5m以下（適用除外） ・ 道標、案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観地区、風致地区 ・ 重要文化財等に指定された建造物の敷地内並びに史跡・名勝・天然記念物 ・ 風致保安林 ・ 自然公園の特別地域で都市計画区域外 ・ 自然環境保全地区のうち自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区 ・ 墓地 ほか
		第二種禁止地域 自然の保護や、静穏な環境が優先される地域	
		設置可能広告物 ・ 自家用広告物合計 10m以下（適用除外） ・ 道標、案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 ・ 都市公園等 ・ 自然公園の特別地域で都市計画区域内 ・ 道路、鉄道、軌道等の用地並びに道路等の用地の両側 1,000m 以内の地域のうち、これらの用地から展望できる地域で第二種禁止地域に該当するものとして知事が指定するもの ・ 駅前広場の区域で知事が指定する区域 ほか
	許可地域	第一種許可地域 自然と生活環境の調和のとれた地域	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域 ・ 自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域外 ・ 景観法に基づく景観計画区域で知事が指定する区域 ・ 学校、図書館、博物館、美術館等の施設及びその周囲で知事が指定する地域 ・ 自然環境保全地区のうち自然活用地区、自然造成地区 ほか 	
第二種許可地域 生活環境を調和よく形成する地域			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園の普通地域で都市計画法の用途地域内 ・ 市及び7町村の区域で第一種、第三種許可地域以外の地域 ・ 道路、鉄道、軌道等の用地並びに道路等の用地の両側 1,000m 以内の地域のうち、これらの用地から展望できる地域で第二種許可地域に該当するものとして知事が指定するもの ほか 			
第三種許可地域 活発な商業活動を促進する地域			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法の用途地域のうち、商業地域 			

※富士北麓地域の一部幹線道路沿いは、景観保全型広告規制地区に指定しており、通常の許可基準よりも厳しい基準となっておりますのでご注意ください。

Ⅲ 広告物の種類と基準

● 建築物を利用する広告物等

自家用広告物（許可基準:IV-2.1,2.2、適用除外基準:V-2）

自家用以外の広告物（許可基準:IV-2.1,2.3）

● 建植する広告物等

自家用広告物（許可基準:IV-3.1、適用除外基準:V-2）

自家用以外の広告物（許可基準:IV-3.2）

道標・案内図（許可基準:IV-3.3）

● 工作物を利用する広告物等（許可基準：IV-4）

塀又は垣を利用する広告物等

電柱、街路柱その他これらに類するものに添加する広告物等

電柱等に巻き付ける広告物等

その他の工作物を利用する広告物等

● 車両、船舶等を利用する広告物等（許可基準:IV-5、適用除外基準:V-2）

● 簡易な広告物等（許可基準：IV-6、適用除外基準：V-2）

広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く）

アドバルーン

貼紙又は貼札

立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの

Ⅳ 許可を受けることにより表示できる広告物

許可地域内においては地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより広告物を表示できます。ただし、道標・案内図は禁止地域内であっても地域区分ごとの基準に適合し、かつ許可を受けることにより表示できます（IV-3.3）。

※基準は、屋外広告物条例の他に、「山梨県屋外広告物条例取扱い基準」があります。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaikoukoku/okugaikoukoku/okugaikoukokusecchi.html>)

1 許可共通基準

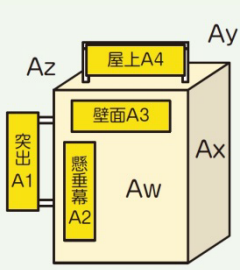
許可を受ける必要がある広告物すべてにあてはまります。

- 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること
- 回転灯（360度にわたる弧を照らす灯火）を使用しないこと
- 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- 第一種及び第二種許可地域内にあつては、表示の内容が変化するものでないこと
ただし、第二種許可地域内の都市計画法による用途地域においては、自家用広告物であつて表示面積の合計が0.5㎡（両面に表示する場合にあつては、1.0㎡）以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合はこの限りではない

2 建築物を利用する広告物等に係る基準

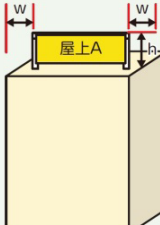
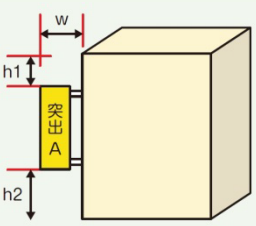
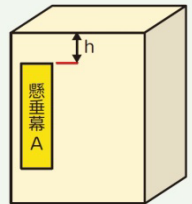
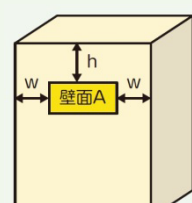
2.1 共通基準

建築物を利用する広告物等に係る共通基準

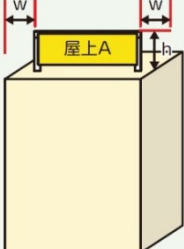
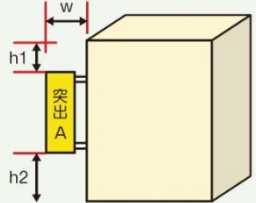
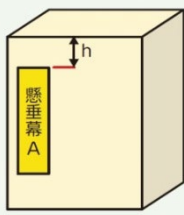
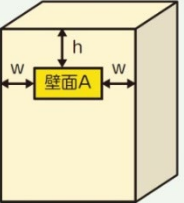
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
	表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div (Aw+Ax+Ay+Az)$	1/4 以下	1/3 以下	1/2 以下
	同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合の合計 左図の場合 $(A1+A2+A3+A4) \div Aw$	3/10 以下	1/2 以下	7/10 以下
(自家用以外の広告物の表示面積も含め算出)				

2.2 自家用広告物に係る個別基準

自家用広告物に係る基準

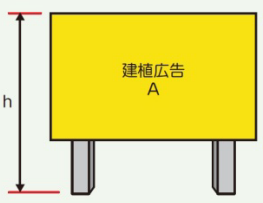
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
1.屋上に表示される広告物等				
	高さ (h)	$h \leq 8\text{m}$	$h \leq 10\text{m}$	$h \leq 16\text{m}$
	その他	広告物等が全ての外壁面の延長から突出しないこと (W)		
2.外壁から突出する広告物等				
	高さ (h)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h1) ・ 道路面からのクリアランス 車道：$h2 \geq 4.5\text{m}$、歩道：$h2 \geq 2.5\text{m}$ (※別途、道路管理者の許可が必要) 		
	表示面積 (A)	1枚1方向につき： $A \leq 5\text{m}^2$		
	その他	外壁からの突出幅： $W \leq 1.5\text{m}$		
3.外壁を利用する広告物等 (懸垂幕の場合)				
	高さ (h)	外壁の上端から突出しないこと (h)		
	表示面積 (A)	1枚につき： $A \leq 30\text{m}^2$		
4.外壁を利用する広告物等 (懸垂幕以外の場合)				
	高さ (h)	外壁の上端から突出しないこと (h)		
	その他	外壁の側端から突出しないこと (W)		

2.3 自家用広告物以外の広告物等に係る個別基準

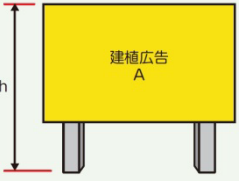
自家用広告物以外の広告物等に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1.屋上に表示され、又は設置される広告物等			
	高さ (h)	許可しない	$h \leq 5\text{m}$
	表示面積 (A)		1枚1方向につき： $A \leq 5\text{m}^2$
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 道標及び案内図は許可しない 外壁面の延長から突出しないこと (W)
2.外壁から突出する広告物等			
	高さ (h)	許可しない	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h1) 道路面からのクリアランス 車道：$h2 \geq 4.5\text{m}$ 歩道：$h2 \geq 2.5\text{m}$ (※別途、道路管理者の許可が必要)
	表示面積 (A)		1枚1方向につき： $A \leq 5\text{m}^2$
	その他		外壁からの突出幅： $W \leq 1.5\text{m}$
3.外壁を利用する広告物等（懸垂幕の場合）			
	高さ (h)	許可しない	外壁の上端から突出しないこと (h)
	表示面積 (A)		1枚につき： $A \leq 30\text{m}^2$
4.外壁を利用する広告物等（懸垂幕以外の場合）			
	高さ (h)	外壁の上端から突出しないこと (h)	
	表示面積 (A)	1枚につき： $A \leq 3\text{m}^2$	
	枚数 (N)	1壁面につき： $N \leq 2$ 枚	
	その他	外壁の側端から突出しないこと (W)	

3 建植する広告物等

3.1 自家用広告物

自家用広告物に係る基準				
区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
	高さ (h)	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 12\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 20\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 15\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 25\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 15\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 30\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$
	表示面積 (A) の合計 (S)	$S \leq 40\text{m}^2$	$S \leq 50\text{m}^2$	$S \leq 60\text{m}^2$

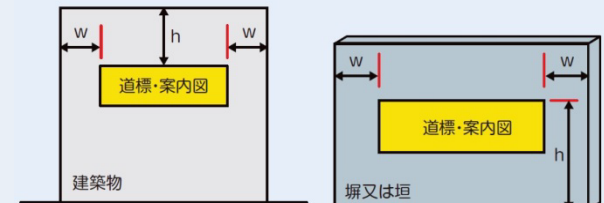
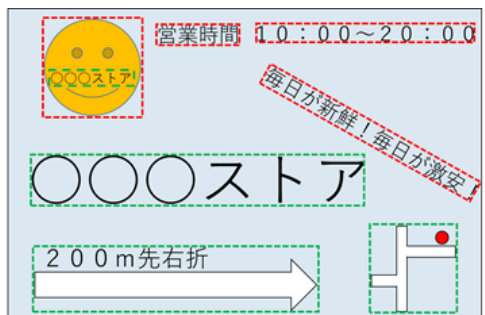
3.2 自家用広告物以外の広告物等

自家用広告物以外の広告物等に係る基準 (道標・案内図 (3.3) 以外)					
区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
	高さ (h)	道路からの距離 (L1) 5m以上 30m未満	許可しない	$h \leq 5\text{m}$ 用途地域内のみ許可	$h \leq 5\text{m}$
		30m 以上	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 12\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 25\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 15\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 30\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • $h \leq 15\text{m}$ • 1方向の表示面積 $A > 35\text{m}^2$の場合は、$h \leq 5\text{m}$
	表示面積 (A)	道路からの距離 (L1) 5m 未満	許可しない	許可しない	許可しない
		5m以上 15m未満		$A \leq 5\text{m}^2$ 用途地域内のみ許可	$A \leq 5\text{m}^2$
	15m以上 30m未満		$A \leq 15\text{m}^2$ 用途地域内のみ許可	$A \leq 15\text{m}^2$	
	30m 以上	$A \leq 50\text{m}^2$	$A \leq 50\text{m}^2$	$A \leq 50\text{m}^2$	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> • $V \geq 2$ • $C \leq 6$ (色相がR、YR又はYの場合: $C \leq 8$) 			
表示し、又は設置する場所	道路から展望できる広告物等	<ul style="list-style-type: none"> • 当該道路からの距離 (L1) $L1 \geq 30\text{m}$ • 相互間の距離 (L2) $L2 \geq 30\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該道路からの距離 (L1) $L1 \geq 30\text{m}$ (用途地域内: $L1 \geq 5\text{m}$) • 相互間の距離 (L2) $L2 \geq 30\text{m}$ (用途地域内: $L2 \geq 5\text{m}$) • 信号機からの距離 (L) $L \geq 30\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> • 当該道路からの距離 (L1) $L1 \geq 5\text{m}$ • 相互間の距離 (L2) $L2 \geq 5\text{m}$ • 信号機からの距離 (L) $L \geq 30\text{m}$ 	
	鉄道・軌道及び索道の用地から展望できる広告物等	<ul style="list-style-type: none"> • これらの用地からの距離 (L1) $L1 \geq 70\text{m}$ • 相互間の距離 (L2) $L2 \geq 50\text{m}$ 			

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格Z8721に定める方法により表示されるものをいう
L、L1、L2は最短距離とする

3.3 道標・案内図

道標及び案内図に係る基準

	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
高さ (h)	h ≤ 3m (塀又は垣を利用する広告物等 : h ≤ 2.5m)		h ≤ 5m		
表示面積 (A)	A ≤ 1㎡ (1方向の表示面積) 1㎡ (以下) × 共同表示者の数 ≤ 10㎡ (集合看板の場合)		A ≤ 2㎡ (1方向の表示面積) 2㎡ (以下) × 共同表示者の数 ≤ 16㎡ (集合看板の場合)		
	複数の道標を表示または設置する場合 Ap : 禁止地域における表示面積の合計 (㎡) As : 許可地域における表示面積の合計 (㎡) Ap ÷ 5.0 + As ÷ 10.0 ≤ 1				
色彩	・色相 : R、YR、Y、GY又はG ・3 ≤ V ≤ 7 ・C ≤ 4 (色相がR、YR、Y又はGYの場合 : C ≤ 6)	・2 ≤ V ≤ 8 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 : V ≥ 2) ・C ≤ 6 (色相がR、YR又はYの場合 : C ≤ 8)	・V ≥ 2 ・C ≤ 6 (色相がR、YR又はYの場合 : C ≤ 8)		
最大面積 色の明度 (V) 最大面積 色の彩度 (C)					
その他	・建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと (1) 外壁を利用する広告物等であること (2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h) (3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと (W) (4) 1壁面につき2枚以下であること ・塀又は垣を利用する広告物等にあつては、広告物等の側端が塀又は垣の面の側端及びその延長線から突出しないこと (W)				
					
その他	◎表示または設置する場所は、誘導のためやむを得ないと認められるものであること ◎ネオン管を使用しないこと ◎照明が点滅しないこと ◎表示の内容が変化するものでないこと (第三種を除く) ◎主たる表示内容が、誘導を目的としたものであること				
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-right: 20px;">誘導目的以外の表示面積</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;"><</div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-left: 20px;">誘導目的の表示面積</div> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> ●住所、電話番号、業種名、営業日・時間、URL、キャッチフレーズ、写真・絵画等、誘導目的以外の表示内容 </div> <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> ●誘導目的の表示面積は誘導目的以外の表示面積より大きいこと ●誘導目的の表示内容は、店舗・事業所名 (企業ロゴを含む)、方向、案内図、距離等で、営業内容等を含まないもの ●店舗・事業所名及び誘導に必要な方向、案内図等を必ず表示すること </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>イメージ</p> </div>				


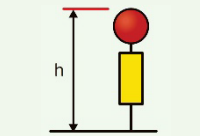

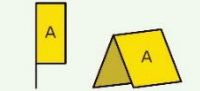
4 工作物を利用する広告物等

工作物を利用する広告物等に係る基準				
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
塀又は垣を利用する広告物等（フェンス等を含む）				
	高さ (h)	$h \leq 2.5\text{m}$		
	1方向の表示面積 (A) の合計 (S)	$S \leq 20\text{m}^2$ 但し、自家用広告物以外の広告物等の1枚の表示面積： $A \leq 2\text{m}^2$		
	枚数 (N)	自家用広告物以外の広告物等（1方向につき）： $N \leq 2$ 枚		
	その他	塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと (W)		
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という）に添加する広告物等				
	路面からのクリアランス (h)	車道： $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道： $h \geq 2.5\text{m}$		
	大きさ	縦 $\leq 1.2\text{m}$ 横 $\leq 0.45\text{m}$		
	個数 (N)	電柱等1本につき1個		
電柱等に巻き付ける広告物等				
	高さ (h)	下端までの高さ (h1)： $h1 \geq 1.2\text{m}$ 上端までの高さ (h2)： $h2 \leq 3.5\text{m}$		
	大きさ	縦 $\leq 1.5\text{m}$		
	個数 (N)	電柱等1本につき： $N \leq 2$ 個		
その他の工作物を利用する広告物等				
	高さ (h)	$h \leq 23\text{m}$	$h \leq 30\text{m}$	$h \leq 47\text{m}$
	表示面積 (A)	1工作物につき表示面積 (A) の合計 (S)： $S \leq 30\text{m}^2$		

5 車両、船舶等を利用する広告物等

車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
表示面積 (A)	1方向の表示面積 (A) の合計 (S)： $S \leq 5\text{m}^2$ 以下 1車両、船舶等につき表示面積 (A) の合計 (S)： $S \leq 10\text{m}^2$ バス及び電車にあっては、1車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の3/10以下		

6 簡易な広告物等

簡易な広告物等に係る基準			
広告物の種類・基準	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く）			
	道路面からのクリアランス (h)	車道： $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道： $h \geq 2.5\text{m}$	
	表示面積 (S)	1枚（表裏両面）につき表示面積 (S)： $S \leq 30\text{m}^2$	
アドバルーン			
	高さ (h)	$h \leq 50\text{m}$	
	表示面積 (A)	1つにつき表示面積 (A)： $A \leq 30\text{m}^2$	
貼紙又は貼札			
	表示面積 (A)	1枚につき表示面積 (A)： $A \leq 1\text{m}^2$	
立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの			
	1方向の表示面積 (A) の合計 (S)	1つ（表裏両面）につき表示面積 (S)： $S \leq 2\text{m}^2$	

V 許可が不要な広告物

1 適用除外

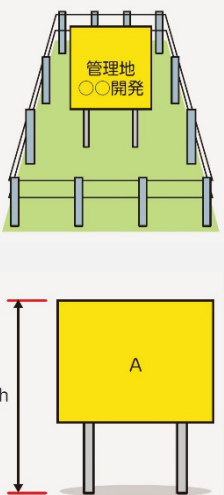
自家用広告物や以下の広告物は一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。

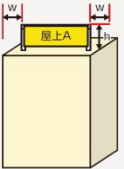
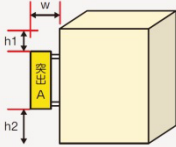
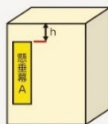
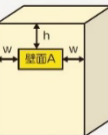

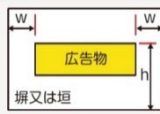
自家用広告物以外の適用除外広告物

- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
- ・他の法令の規定に基づいて表示するものでその規格又は場所が定められているもの
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの (①)
- ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
- ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物 (②)
- ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの (③)
- ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの (④)

ただし、広告物により禁止地域内では適用除外とならず表示できないものもあります。

2 適用除外基準

広告物の種類・基準	禁止地域		許可地域			
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域	
自己の管理する土地・物件に管理上必要な広告物 (①)						
	高さ(h)	$h \leq 3\text{m}$				
	表示面積(A)	一団の土地又は1物件につき表示面積(A)の合計(S) : $S \leq 1\text{m}^2$	一団の土地又は1物件につき表示面積(A)の合計(S) : $S \leq 3\text{m}^2$			
	色彩 最大面積色の明度(V) 最大面積色の彩度(C)	<ul style="list-style-type: none"> ・色相 : R、YR、Y、GY又はG ・$3 \leq V \leq 7$ ・$C \leq 4$ (色相がR、YR、Y又はGYの場合 : $C \leq 6$) 	<ul style="list-style-type: none"> ・$2 \leq V \leq 8$ (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 : $V \geq 2$) ・$C \leq 6$ (色相がR、YR又はYの場合 : $C \leq 8$) 	<ul style="list-style-type: none"> ・$V \geq 2$ ・$C \leq 6$ (色相がR、YR又はYの場合 : $C \leq 8$) 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上へ掲出されるものでないこと ・ネオン管を使用していないこと ・回転灯を使用していないこと ・照明が点滅しないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと 				
寄贈者等を表示する広告物 (②)						
	表示面積(A)	同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積と当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積の割合 : $1/20$ 以下 $A \leq 0.5\text{m}^2$				
	個数	1物件につき1個				
集会等及び政治活動等の広告物 (7日以内の期間に限る) (③)						
	表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること				
政治活動のために表示するはり札、はり紙、広告旗、立看板等 (④)						
貼紙又は貼札等	表示面積(A)	表示できない		1枚につき表示面積 : $A \leq 1\text{m}^2$		
広告旗又は立看板等	表示面積(A)			1個につき表示面積 : $A \leq 2\text{m}^2$		
備考	この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格 Z8721 に定める方法により表示されるものをいう					

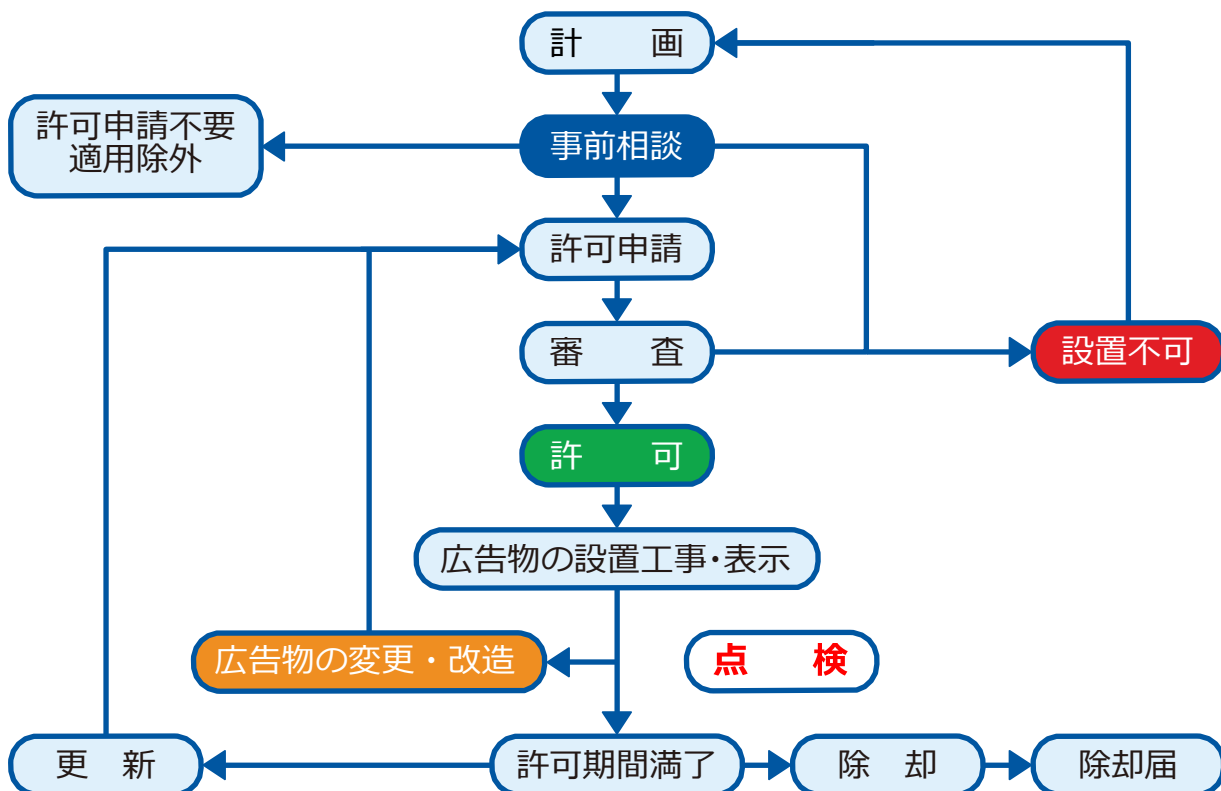
広告物の種類・基準	禁止地域		許可地域		
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
自家用広告物に係る適用除外基準					
共通基準					
1.表示面積 (A) の合計 (S)	$S \leq 5 \text{ m}^2$		$S \leq 10 \text{ m}^2$		
2.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ネオン管を使用していないこと ・回転灯を使用していないこと ・照明が点滅しないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・回転灯を使用していないこと ・照明が点滅しないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・回転灯を使用していないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと ・表示の内容が変化するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・回転灯を使用していないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・回転灯を使用していないこと ・蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
個別基準					
(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準					
屋上に表示され、又は設置される広告物等					
	高さ (h)	$h \leq 5\text{m}$	$h \leq 8\text{m}$	$h \leq 10\text{m}$	$h \leq 16\text{m}$
	その他	外壁の延長面から突出しないこと (w)			
外壁から突出する広告物等					
	高さ(h)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h1) ・道路面からのクリアランス 車道 : $4.5\text{m} \leq h2$ 歩道 : $2.5\text{m} \leq h2$ 			
	表示面積 (A)	1個につき1方向 : $A \leq 5 \text{ m}^2$			
	その他	外壁から突出する幅 (W) : $W \leq 1.5\text{m}$			
外壁を利用する広告物等 (懸垂幕に限る。)					
	高さ (h)	上端が外壁の上端から突出しないこと (h)			
外壁を利用する広告物等 (懸垂幕を除く。)					
	高さ (h)	上端が外壁の上端から突出しないこと (h)			
	その他	外壁の側端から突出しないこと (W)			
(2) 建植する広告物等に係る基準					
	高さ (h)	$h \leq 10\text{m}$	$h \leq 12\text{m}$	$h \leq 15\text{m}$	
(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準					
塀又は垣を利用する広告物等					
	高さ (h)	$h \leq 2.5\text{m}$			
	その他	塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと (W)			
その他の工作物を利用する広告物等					
	高さ (h)	$h \leq 10\text{m}$	$h \leq 23\text{m}$	$h \leq 30\text{m}$	$h \leq 47\text{m}$
(4) 簡易な広告物等に係る基準					
広告幕 (建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)					
	高さ (h)	道路面からのクリアランス 車道 : $h \geq 4.5\text{m}$ 歩道 : $h \geq 2.5\text{m}$			
自家用広告物に係る適用除外基準 (車両・船舶)					
	表示面積 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積 (A)の合計 (S) : $S \leq 5\text{m}^2$ ・1車両、船舶等につき表示面積 (A)の合計 (S) : $S \leq 10\text{m}^2$ ・バス及び電車にあっては、1車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の3/10以下 			

VI 手続き・義務

1 許可申請等の手続き

適用除外とならない広告物を表示するためには、原則として知事（広告物を表示しようとする市町村に事務が移譲されている場合には、当該市町村の長）の許可が必要です。許可申請は、新規申請（新たに許可を受ける際に必要）、変更申請（許可を受けている広告物に変更が生じる際に必要）、更新申請（広告物が前回と変わらない、かつ、有効期間を更新する際に必要）の3つになります。

1.1 許可申請の流れ



○申請等の時期

新たに広告物を表示する場合（新規申請）：表示しようとする日の10日前まで

既に許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする日の10日前まで

許可期間後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：許可期限の10日前まで

広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内

点検の時期：許可期間満了の日まで

1.2 管理者の設置

許可が必要な広告物は管理者を置かなければなりません。

また、広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは次のいずれかの資格を有する管理者でなければなりません

(1) 屋外広告士 (2) 建築士

(3) 上記のほか屋外広告業における業務主任者になりうる資格 (P16 参照)

なお管理者が不要な広告物もあります。

貼紙、貼札、広告旗、立看板、車両・船舶に表示するもの、その他これらに類するもの

1.3 各種申請・届出時に必要な書類について

●:添付が必ず必要なもの ▲:場合により添付が必要なもの

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更申請	変更届		更新申請	除却届	備考
			表示者等	広告物等の管理者			
申請書・届出書	●	●	●	●	●	●	(例) 建植、壁面、道標・案内図等
手数料	●	●			●		
委任状	▲	▲			▲		委任されている場合のみ添付
付近見取図	●				●		・設置場所は赤色で表示すること ・写真撮影箇所、方向を表示すること
写真	●	●			●	●	不特定多数の人が見る方向からのもので、 新規：設置する場所の状況 変更：現在掲出されている状況 更新：現在掲出されている状況 除却：除却された状況
図面・仕様書等 (配置図等)	●	●			●		(例) 配置図、広告物の設計図面、広告物の面積集計表、壁面利用広告物の建物壁面面積に対する表示面積の割合が確認できる図面等
確認済証の写し等	▲				▲		堅ろうなものであることを証明する場合のみ添付
土地・建築物等使用承諾書	▲				▲		他人が所有する土地・建築物等を利用する場合 (上空に突出する場合も含む)のみ添付 ※道路敷地にかかる場合、別途、道路管理者の許可が必要)
管理者設置届	●	●					広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格証の添付が必要
資格証の写し	▲	▲					
返信用の封筒1部 (切手共)	▲	▲			▲		・郵送にて許可書を受け取りたい場合のみ添付 ・郵送が相応しくないものについては、郵送不可(例：許可済証印を押すような広告物等)
広告物等安全点検報告書					●		
・点検後の写真					●		点検後又は必要な補修等を行った後の全景写真 (上記内容が確認できる写真であれば、状況の写真と併用でもよい)
・点検資格証の写し					▲		広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する点検者の必要のため、資格証の添付が必要
提出部数	2部	2部	1部※	1部※	2部	1部※	※副本還付が必要な場合には、副本をあわせて提出すること。その際、副本を郵送で受け取りたい場合は返信用の封筒(切手共)も添付すること

1.4 変更許可申請が不要な場合(軽微な変更)

- (1) 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で、当該広告物等の主たる構造及び許可時に付された条件の変更を伴わないもの
- (2) 広告物の塗装替えで表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの
- (3) 興行場に設置した広告物を掲出する物件に掲出される、当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (4) 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕を掲出する物件に掲出される、自己の営業の内容を表示する懸垂幕の短期的かつ定期的な変更で、当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (5) 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で、当該掲示板の位置及び形状の変更を伴わないもの

1.5 許可期間と手数料

広告物の種類・種別		許可期間	照明有無	手数料	
貼紙		60日	なし	100枚までごと	470
			あり		564
貼札		60日	なし	10枚までごと	600
			あり		720
立看板		60日もしくは2年以内	なし	5枚までごと	1,290
			あり		1,548
アーチ		2年以内	なし	1基につき	2,680
			あり		3,216
		3年以内	なし	1基につき	4,020
			あり		4,824
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内	なし	1㎡までごと	220
			あり		264
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内	なし	5個までごと	1,250
			あり		1,500
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
アドバルーン		60日もしくは2年以内	なし	1基につき	1,710
			あり		2,052
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内	なし	5本までごと	1,000
			あり		1,200
その他広告物等 (上記以外の屋上、外壁、突出、建植広告物等)	堅ろうでないもの	1年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
		2年以内	なし		600
			あり		720
	堅ろうなもの ※	2年以内	なし		400
			あり		480
		3年以内	なし		600
			あり		720

※ 堅ろうなものとは、耐久性を有する構造で建築基準法の規定に基づく建築主事の確認を受けた広告物をいいます。

＜手数料の算定方法について＞ 詳細は、「山梨県屋外広告物条例取扱い基準43」を参照

- 受けようとする有効期間（60日、1年以内、2年以内、3年以内）毎に申請すること。
- 複数の広告物がある場合は、建築確認の有（堅ろう）・無（堅ろうでない）に分けた上で、照明ありと照明なしに区分し、さらに広告物の種類・種別毎に算定すること。なお、通電の有無に関わらず、照明装置が付いているものは照明ありと区分する。
- 1つの申請書で複数の事業所の申請を行う場合は、手数料の算定は事業所ごとに行い、その金額の合計を納付するものとする。

（計算例）

広告物の種類・種別	算定方法
貼紙	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する数量を、それぞれの単位で除して得た値（小数点以下の端数は切り上げ）に単価を乗じて算出する。 （例）のぼり6本→6本÷（5本までごと）=1.2→2×1,000円=2,000円
貼札	
立看板	
電柱、街灯柱等に表示等するもの	
のぼり、旗等	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する数量に、それぞれ単価を乗じて算出する。 （例）アドバルーン1基×1,710円=1,710円
アーチ	
アドバルーン	
車両、船舶等に表示等するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） • 広告物の種類・種別毎に表示面積を和して小数点以下の端数を切り上げ、単価を乗じて算出する。なお、車両は、一編成毎に算出し和する。 （例）横断幕A 15.20㎡+横断幕B 12.15㎡=27.35㎡28×400円=11,200円
横断幕、懸垂幕	
その他広告物等 (上記以外の屋上、外壁、突出、建植広告物等)	<ul style="list-style-type: none"> • 広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） （例）壁面A 12.505㎡→12.50㎡建植B 5.625㎡→5.62㎡ • 単価が同一の広告物の面積は合算する。（例）壁面A 12.50㎡+建植B 5.62㎡=18.12㎡ • 表示面積の合計に単価を乗じて算出する際、小数点以下の端数を切り上げる。（例）壁面A+建植B：18.12㎡→19×400円=7,600円

（※広告物ごとについて）

- 複数面ある建植看板の場合、1面ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- 板面の場合は、板面の面積ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- 壁面に文字を塗装又は個別の文字板による看板の場合、合計面積を小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（合計の算出は基準ごと 例：壁面の合計を端数処理、屋上の合計を端数処理する。）
- 1つの看板が0.01㎡未満の場合、0.01㎡とする。

2 表示する者の義務

広告物を表示する者には、許可の要不要にかかわらず次の義務があります。

2.1 許可の表示

許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際、許可済証（シール）は交付しますので許可を受けた広告物に貼付してください。立看板、横断幕、のぼり旗等の広告物は許可の際に許可済印の押印に代えることも出来ます。

2.2 管理義務

広告物を表示する者または広告物の管理者は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

2.3 点検義務

広告物を設置する者または広告物の管理者は、その広告物の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認、その他の安全性の点検を行わなければなりません。

また、広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは次のいずれかの資格を有する点検者でなければなりません。

- (1) 屋外広告士
- (2) 建築士
- (3) 山梨県又は他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- (4) 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術科に係るものに限る）、技能検定合格者（広告美術仕上げに係るものに限る） など

次の広告物等は点検義務の対象外ですが、適正な管理は必要です。

貼紙、貼札、広告旗、立看板、車両・船舶に表示するもの、その他これらに類するもの

※点検方法等詳細については、山梨県 HP より「山梨県屋外広告物安全点検指針」をご覧ください。

2.4 除却義務

広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたときなどは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

Ⅶ 屋外広告業について

1 屋外広告業の登録

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。山梨県内で屋外広告業を営む場合には、県内での営業所の有無を問わず、あらかじめ屋外広告業の登録を受けなければなりません。また、その場合、営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等の有資格者を業務主任者として選任しなければなりません。

※甲府市内で業を営む場合には、甲府市屋外広告物条例が適用されます。

2 登録の申請

屋外広告業の登録を受けようとするときは、次の書類及び手数料を提出してください。なお、登録の有効期限は5年です。引き続き屋外広告業を営むときは、登録期間の満了日の30日前までに更新の登録申請が必要です。

2.1 提出書類

- ・屋外広告業登録申請書(新規・更新)(第11号様式)
- ・誓約書(第12号様式)
- ・略歴書(法人である場合はその取締役等全員のもの)(第13号様式)
- ・業務主任者が有資格者であることを証する書面
(屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し)
- ・登録申請者が個人である場合は申請者の住民票の抄本、法人である場合はその法人の登記事項証明書
- ・業務主任者の住民票の抄本(登録申請者が個人の場合で業務主任者を兼ねるときは不要)
- ・登録手数料1万円(山梨県収入証紙)

3 登録の拒否

登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは登録できません。

- (1) 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 屋外広告物法に基づく山梨県もしくは他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)～(5)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち(1)～(5)までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 業務主任者を選任していない者

4 登録事項の変更

登録の内容に変更があったときは、屋外広告業登録事項変更届により 30 日以内に届け出てください。届出は、変更の内容に応じて、次の書類を提出してください。

変更内容	提出書類
商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者名に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（第 14 号様式） ・住民票の抄本（個人の場合） ・登記事項証明書（法人の場合）
営業所の名称及び所在地に変更がある場合（商業登記の変更が必要な場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（第 14 号様式） ・法人の登記事項証明書
法人の役員氏名に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（第 14 号様式） ・法人の登記事項証明書 ・誓約書（第 12 号様式） ・略歴書（第 13 号様式）
法定代理人に変更がある場合（申請者が未成年である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（第 14 号様式） ・誓約書（第 12 号様式） ・略歴書（第 13 号様式） ・住民票の抄本（法定代理人が法人にあっては登記事項証明書）
業務主任者及び業務主任者が業務を行う営業所に変更がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（第 14 号様式） ・業務主任者が有資格者であることを証する書面（屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し） ・業務主任者の住民票の抄本

5 廃業等の届出

屋外広告業者が次のいずれかに該当することになったときは、屋外広告業廃業等届（第 25 号様式）を 30 日以内に届け出なければなりません。

廃業等の理由	届出者
死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	清算人
県内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人 又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

6 業務主任者の設置及びその責務

屋外広告業者は、営業所ごとに次の資格者の中から業務主任者を選任しなければなりません。

- (1) 屋外広告士
- (2) 山梨県又は他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- (3) 職業訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者（いずれも広告美術科に係るものに限る）、技能検定合格者（広告美術仕上げに係るものに限る） など

業務主任者は、屋外広告物条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければなりません。

7 業者の責務

7.1 標識の掲示

屋外広告業者は、公衆の見やすい場所に屋外広告業者登録票（第 18 号様式）を掲げなければなりません。

7.2 帳簿の備え付け

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿（第 19 号様式）を備え、また各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後 5 年間これを保存しなければなりません。この帳簿は契約ごとに作成する必要があります。

8 登録の取消しと営業の停止

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否要件に該当することとなったとき
- (3) 登録内容に変更がある場合にその届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物条例（他の地方公共団体の条例を含む）又はこれらに基づく処分に違反したとき

9 報告および検査

知事は、必要により屋外広告物業者に対し報告を求め、また営業所等に立ち入り、帳簿、書類等の検査や関係者に対する質問を行うことがあります。

Ⅷ 違反広告物に対する措置及び罰則

1 違反広告物

条例や規則に違反した広告物とは次のものです。

- (1) 禁止広告物
- (2) 禁止物件や禁止地域に適用除外となる要件を超えて表示された広告物
- (3) 必要な許可を受けずに表示された広告物
- (4) 許可条件に対する違反や、管理義務・除却義務を怠った広告物

1.1 措置等

違反した者に対しては次のような措置等が行われる場合があります。

- (1) 広告物の表示等の許可を受けた者に違反等があった場合、許可を取り消します
- (2) 違反広告物を表示した者に対する是正指導に従わなかったときは、集中的に指導します
- (3) 違反広告物を表示した者に対して、表示の停止、改修、移転、除却その他必要な措置を行うよう勧告します
- (4) 勧告に従わない場合はその勧告内容（氏名等）を公表し、必要な措置を命じます

2 罰則

屋外広告物条例に違反すると次のような罰則が課せられることがあります。

- (1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - ・ 不正の手段により登録を受けた者
 - ・ 営業の停止の命令に違反した者
- (2) 50万円以下の罰金
 - ・ 違反に対する措置命令に従わなかった者
- (3) 30万円以下の罰金
 - ・ 禁止物件での広告物表示等、あるいは禁止地域及び許可地域の規定に違反して広告物等を表示した者
 - ・ 許可を受けた広告物等を、変更の許可を受けずに変更し、又は改造した者
 - ・ 許可期間満了又は許可取り消しとなった広告物等を除却しなかった者
 - ・ 広告物を表示する者等で知事の求めに対し報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 - ・ 屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ・ 業務主任者を選任しなかった者
 - ・ 屋外広告業者で知事の求めに対し報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- (4) 上記(1)～(3)については違反の行為者を罰するだけでなく、その法人等に対しても罰金刑を適用する
- (5) 5万円以下の過料
 - ・ 廃業の届出を怠った者
 - ・ 営業所に標識を掲げない者
 - ・ 営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

お問い合わせ先

屋外広告物担当窓口

許可基準、許可申請手続きなど屋外広告物についての相談は市町村ごとに異なります。

○ 次の地域の場合は県の出先機関へ

- 昭和町 中北建設事務所 055-224-1677
- 山梨市・甲州市 峡東建設事務所 0553-20-2806
- 市川三郷町・富士川町・身延町・南部町 峡南建設事務所 055-240-4120
- 都留市・大月市・上野原市・丹波山村 富士・東部建設事務所 0554-22-7836
- 富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村 富士・東部建設事務所 0555-24-9049
吉田支所

○ 次の地域の場合は各市町村へ

- | | | |
|---------------------------------|--------------------|-----------------------|
| ● 甲府市 [※] 055-237-5829 | ● 韮崎市 0551-22-1111 | ● 富士河口湖町 0555-72-1179 |
| ● 南アルプス市 055-282-6397 | ● 笛吹市 055-261-3334 | ● 小管村 0428-87-0111 |
| ● 北杜市 0551-42-1361 | ● 早川町 0556-45-2513 | |
| ● 甲斐市 055-278-1669 | ● 道志村 0554-52-2114 | |
| ● 中央市 055-274-8552 | ● 忍野村 0555-84-7793 | |

※甲府市は平成 31 年 4 月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

山梨県 県土整備部 都市計画課 景観まちづくり室
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 TEL055-223-1325 FAX055-223-1857